**○北海道開発局告示第百十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 旭川市台場二条五丁目三一八番一から同市四条通七丁目一五四三番一まで | 前 | A 二三・八〇～五七・五〇（メートル） | 五・六三七（キロメートル） | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | B・C 二七・四〇～一六九・〇〇〇 | 一四・一三三 | |
| | 後 | A 二三・八〇～五七・五〇 | 五・六三七 | |
| | 後 | B・C 二七・四〇～一六九・〇〇〇 | 一四・一三三 | |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

**○北海道開発局告示第百十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 芦別市芦別国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三三五三林班地内 | 前 | 七・七〇（メートル） | 〇・〇六三（キロメートル） |
| | 後 | 八・五二～一四・九一 | 〇・〇六三 |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

**○北海道開発局告示第百十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道網走郡美幌町字新町一丁目七番一一地先から同町字新町一丁目七番三地先まで | 前 | 二六・四八～二八・〇八（メートル） | 〇・〇七六（キロメートル） |
| | 後 | 二一・〇九～二三・〇〇 | 〇・〇七六 |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

**○北海道開発局告示第百十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号及び二百三十二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道天塩郡豊富町字上サロベツ一五番五から同町字上サロベツ一五番一〇まで | 前 | 二二・九八～二三・〇二（メートル） | 〇・〇九七（キロメートル） |
| | 後 | 二六・〇〇～二七・三二 | |
| 北海道天塩郡豊富町字上サロベツ九七二一番から同町字上サロベツ九七二〇番まで | 前 | 二三・九八～二四・一二 | 〇・二一二 |
| | 後 | 二四・〇五～二六・六三 | |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

**○北海道開発局告示第百十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道檜山郡上ノ国町字石崎三八九番一地内 | 前 | 五五・八六～五六・四七（メートル） | 〇・一五（キロメートル） |
| | 後 | 五〇・五二～五六・四七 | 〇・一五 |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

**○北海道開発局告示第百十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道積丹郡積丹町大字美国町字小泊二九番四五から同町大字美国町字船澗八八番六まで | 前 | 二一・八五～四四・三三（メートル） | 〇・一三六（キロメートル） |
| | 後 | 二一・八五～四八・〇九 | 〇・一三六 |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

**○北海道開発局告示第百十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道瀬棚郡今金町字今金一〇八番一地内 | 前 | 二二・〇〇～二二・〇六（メートル） | 〇・一二〇（キロメートル） |
| | 後 | 二二・〇〇～二五・八九 | 〇・一一八 |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部